

平成18年(再)第60号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都港区港南二丁目18番1号
再生債務者 株式会社アドテックス
代表者代表取締役 前田 大作

本件再生手続には民事再生法191条2号に定める事由があるので、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件再生手続を廃止する。
- 2 株式会社アドテックスについて保全管理人による管理を命ずる。
- 3 保全管理人として、次の者を選任する。

東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所

弁護士 奥田 洋一

平成18年10月6日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 西 謙 二

裁判官 中 山 孝 雄

裁判官 松 井 洋

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 伊 藤

